

# 新型コロナウイルス感染症に伴う事業者への支援

## ■函館市事業者等特別支援金

北海道の休業要請等の期間、店舗の休業や酒類提供の自粛、感染防止対策を実施した事業者を対象に、支援金を給付します。

### 対象事業者および給付金額

- 1 北海道給付への上乗せ分
  - (1) 個人事業者：10万円
  - (2) 酒類を提供する飲食店を営む事業者：20万円
- 2 函館市独自支援分
  - (1) 酒類を提供しない飲食店を営む事業者：30万円
  - (2) ホテル・旅館等（集会の用に供する部分のないもの）を営む事業者：30万円

※ 1の対象施設を有する方は2には申請できません。

### 申請要件

- ・市内に対象となる事業所を有する法人または個人事業者
- ・上記1の場合、令和2年4月25日から5月15日までの期間、休業または酒類提供時間の短縮を行い、北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の給付決定に係る通知があること
- ・上記2の場合、令和2年4月28日から5月6日までの期間、感染防止対策に取り組んだこと

**申請方法** 郵送（〒040-0011 函館市本町6番7号 函館第一ビル1階 函館市支援金本部 宛）または電子申請（☎<https://hakodate-support.jp/>）

**申請期限** 9月30日(水)（消印有効）

## ■「新しい生活様式」普及協力支援金

国の提唱する「新しい生活様式」の普及に協力いただける小売業者等に対し、1事業者あたり20万円の支援金を給付します。

### 対象事業者（次のすべてに該当する事業者）

- 1 国の「持続化給付金」の給付を受けていない
- 2 北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請要件に定める対象施設を有していない
- 3 函館市事業者等特別支援金の申請要件に定める対象施設を有していない
- 4 次の対象業種を市内で営む法人または個人事業者

### 【主な対象業種】

- ・飲食料品製造業 ・飲食料品卸売業
- ・小売業 ・生活関連サービス業 など

※ 詳細は募集要項またはコールセンターでご確認ください。

- 5 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実践やポスターの掲示等により、国の提唱する「新しい生活様式」の普及に協力する事業者

**申請方法** 郵送（〒040-0011 函館市本町6番7号 函館第一ビル1階 函館市支援金本部 宛）または電子申請（☎<https://hakodate-support.jp/add/>）

※ 電子申請は6月29日(月)から開始

**申請期限** 9月30日(水)（消印有効）

募集要項は市役所1階、各支所で配布するほか、市のHPからダウンロードできます。

**お問合せ** 支援金コールセンター ☎87-4626 または ☎050-8880-0094 平日 午前9時半～午後5時半

## 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

内 容	相 談 窓 口
感染症に関する相談	帰国者・接触者相談センター ☎32-1547 平日 午前8時45分～午後5時半、土曜日 午前8時45分～正午
事業に関する相談 （融資、給付金等）	経済部経済企画課 ☎21-3312 平日 午前8時45分～午後5時半
生活福祉資金の貸付〔特例貸付〕、 緊急小口資金、総合支援資金	函館市社会福祉協議会 ☎23-2226 平日 午前9時～午後4時
生活に関する相談、 住居確保給付金（家賃の補助）	保健福祉部自立相談支援担当 ☎21-3089 平日 午前8時45分～午後5時半
妊娠・出産に関する相談	マザーズ・サポート・ステーション（子育て世代包括支援センター） ☎32-1565 平日 午前8時45分～午後5時半
子育てに関する相談、 ひとり親家庭に関する相談	子ども未来部子育て支援課・ひとり親家庭サポート・ステーション ☎21-3193 平日 午前8時45分～午後5時半
新型コロナウイルスに便乗した 詐欺など	消費生活センター ☎26-4646 月～土曜日 午前10時～午後4時、日・祝日 午前11時～午後4時
がいこくじんの せいかつそうだん	はこだてしがいこくじんせいかつそうだんまどぐち ☎86-6065 げつようび～きんようび 9:00～17:30 ☒hakodatelife@hif.or.jp